

## 「クレヨンしんちゃん」 モニュメントの設置と 観光客の回遊性について



鬼丸 裕史



Q. これまでに春日部市が関わって設置した「クレヨンしんちゃん」モニュメントの数と、その設置場所について。また新たな設置予定場所について

A. エンゼル・ドームに7体・市役所1階エスカレーター横に2体・市役所まちなかひろばに2体・市役所バス停横に2体・ぶらっとかすかべに2体・龍Q館に1体、合計16体設置しております。今年度は、新たに、教育センター、大風文化交流センター「ハルカイト」、道の駅「庄和」の3施設への設置を予定しています。

Q. 設置されたモニュメントは、観光や地域活性化面でどのような効果があったと評価しているか？

A. 令和6年度「ぶらっとかすかべ」の外国人観光客の来館者数は約2万5,000人に上り、令和5年度の約8千人と比較し約3倍に増加したところです。市内での滞在時間が長くなったことで、市内店舗での飲食といった消費の増加にも繋がるなど、本市の観光や地域活性化に大きな影響があったものと捉えています。

### 【私の考え】

春日部市に「クレヨンしんちゃん」のモニュメントの数が増えましたが、市役所に集中しすぎて正直もったいないです。そもそも「野原しんのすけ君」が2体も市役所に必要ないです。残り3施設のモニュメントが設置され、ある程度経過したら春日部市の滞在時間を更に増やす事を目的にモニュメントの再配置を考えるべきです。またクレヨンしんちゃんのが描かれたレンタサイクルが市内を走ってもいいと思いますし、いまの春バスを運行がお休みの日曜日だけ観光ルートを巡回すること考えるべきです。

## 民生委員・児童委員 欠員地区の早期解消を！



水沼 日出夫



Q. 今年度一斉改選に向けての取り組みや改正点、考え方を伺う。

A. 役割の負担軽減関連では、県の選任基準の改正で、本人の同意と意欲があれば、78歳以上でも3年間に限り再任できることになり、市では75歳以上高齢者のみの世帯の緊急連絡先等の調査を廃止した。一斉改選までの3年間で、退職者が自主的に後任の方を探すことに加え、これまで以上に地元自治会との連携、協力体制をもって早期の欠員地区解消に向け、取り組んでいる。

Q. 欠員地区の活動を補う隣接地区委員への新たな支援策は？

A. 県内の先進自治体の取り組み内容等を確認し、活動費の支給方法について一定の基準を設けるなど、対応について検討していきたい。

Q. 今後この問題をより自分事として捉えて頂けるように、行政側の新たな啓発活動方針は？

A. 今後は市内開催のイベント等で民生児童委員と共に周知を図り、広報かすかべや市公式HPへの掲載内容を充実させることなどによる啓発活動の拡大に取り組む。



石川 友和

▶ 要支援・要介護認定の認定期間について



山口 剛一

▶ 多額の費用が予想される廃棄物処理施設の更新について  
▶ 春日部市は無責任？観光協会はこのままでいいのか？



永田 あすか

## 交通安全について

山崎 進



Q. 令和8年4月1日より自転車の道路交通法の一部改正が施行され、自転車の交通違反にも反則金制度が導入されるが、道路交通法どのように変わり、どのような違反行為に反則金が課せられるのか。

A. 主なものとして携帯電話・スマホの使用、信号無視、右側通行などの通行区分違反、指定一時不停止などあります。反則金の対象は年齢16歳以上の自転車利用者で3,000円から12,000円までが設定される。

Q. 市民に対する周知方法については全世帯にイラスト入りの、冊子を配布してはどうか？

A. 各季交通安全週間を中心に啓発活動を行い、広報かすかべや市公式HPや市公式SNSを通じて周知を図ります。

Q. 高齢者に対する安全対策はどのような対策をしているのか？

A. 高齢者の事故が多く発生しているので、交通関連団体と連携して高齢者に対する交通安全の啓発活動や注意喚起看板の設置、わかりやすい路面標示などの実施を考えている。

## 短時間労時のこどもの預かりについて



会田 吉幸



Q. 春日部市において、共働き世帯が増加する中、夏休み等の長期休暇期間を含め、保護者の短時間労働、例えば週3日、1日3時間の午前中みのパートをしている児童の保護者に対応するこどもの預かりサービスの不足が子育てと就労の両立を困難にしているとの声が寄せられています。現状と課題について、市としてどのように市民のニーズに応えていくのか、質問いたします。

A. 保育所や放課後児童クラブへの入所、提供会員とマッチングしてこどもを預けるファミリー・サポート・センター、冠婚葬祭や病気、リフレッシュ等のための一時預かり制度や緊急サポートセンター、子育て短期入所生活援助事業といった制度がある。

Q. 現在、お子さんが小学校に通学している時間帯に週3日程度のパートタイムで働いている保護者の方が、夏休みなどの長期休暇中にお子さんの預け先を確保できず、仕事を辞めざるを得なくなるケースがあると考えます。そこで、既存の学童保育サービスにおいて、お子さんの長期休暇期間中のみ、午前中や午後のみといった時間帯を限定した短時間利用枠や、週に数日といった柔軟な利用枠を設けるべきではないでしょうか。

A. 短時間利用については、他自治体の動向も注視しながら、調査研究をしていく。

### 【要望】

月に3~5万円といった短時間労働による収入は、家計にとって非常に重要であり、こどもたちの思い出作りや経験に繋がる活動を可能にするものです。「子育てしやすい街、春日部市」を掲げるのであれば、市内の子育て世代、そしてこどもたちのために、近隣他市では実施されていない先進的な事業として、積極的な調査・研究をし、お願いいたします。さらに、近隣他市では実施されていない先進的な事業として、このようなニーズを解決する政策の実現を強く要望いたします。